

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月14日

青森県知事 殿

提出者

住所：〒035-0073

青森県むつ市中央一丁目5番7号

氏名：株式会社 熊谷建設工業

代表取締役社長 熊谷 圭之輔

電話番号：0175-22-1141

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 熊谷建設工業
事業場の所在地	青森県むつ市中央一丁目5番7号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	D06 総合工事業、I60 その他の小売業（石油小売業）、R89 自動車整備業				
②事業の規模	24億円（平成4年4月～令和5年3月）				
③従業員数	83名				
④産業廃棄物の一連の処理工程	排出事業者 <pre> graph LR A[排出事業者 ・熊谷建設工業 ・本社 ・工事現場 ・整備部 ・石油部] --> B[委託契約 収集運搬業者 ・自社運搬] B --> C[委託契約 再生利用 ・減量化] C --> D[委託契約 収集運搬業者 ・再生利用] D --> E[最終処分 ・埋め立て] </pre>				



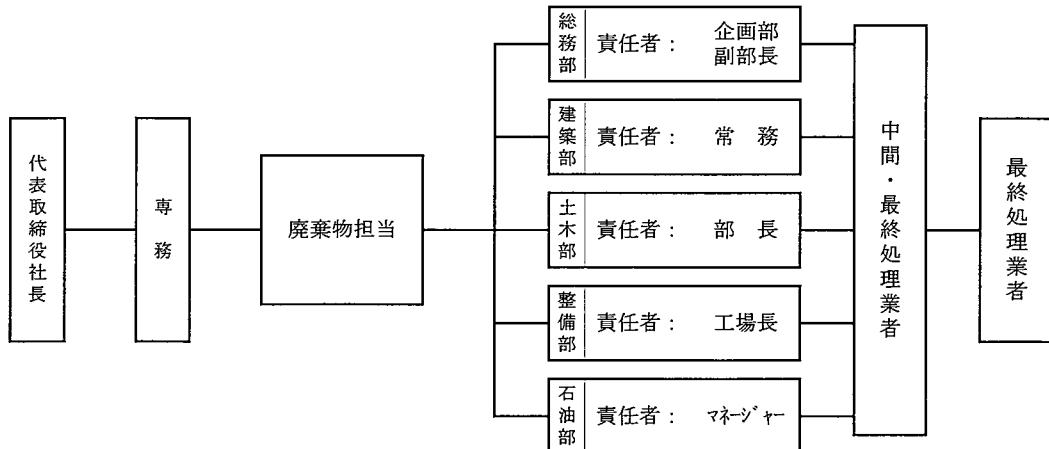
-5.6.14

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（4年度）実績】「別紙のとおり」						
① 現状	産業廃棄物の種類	「別紙のとおり」	—			
	排出量	「別紙のとおり」 t	— t			
(これまでに実施した取組)						
② 計画	【目標】「別紙のとおり」					
	産業廃棄物の種類	「別紙のとおり」	—			
② 計画	排出量	「別紙のとおり」 t	— t			
	(今後実施する予定の取組)					
<ul style="list-style-type: none"> ミスプリント用紙等を使用しコピー用紙の使用量の削減に努めている。 各現場で廃棄物の分別箱を設置しリサイクル率を高めるよう努めている。 建設資材の受入れ数量の管理を徹底する等し、使用量及び廃棄物の削減に取り組んでいる。 						
<ul style="list-style-type: none"> ミスプリント用紙の使用、両面コピーの奨励しコピー用紙等の使用量の削減に努める。 各現場で廃棄物の分別箱を設置しリサイクル率を高めるよう努める。 建設資材の受入れ数量の管理を徹底するとともに、前工程の寸法管理を徹底し、建設資材の使用量及び廃棄物の削減に努める。 						

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<p>【分別している産業廃棄物の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> コンクリートがら、アスンがら、その他のがれき類、ガラスくず、石綿吸音板、グラスウール、廃石膏ボード、金属屑、天然繊維屑、木屑、紙屑、廃プラスチック類、廃タバコ、発泡ゼオール、管理型混合物、建設汚泥、廃油、石綿含有建設混合廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物 <p>【分別に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生時に搬出できるものは搬出する。また、発生時に搬出できないもの、少量づつ の発生で溜まってから搬出するものは、分別箱やロープ等で区画し分別している。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<p>【分別している産業廃棄物の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> コンクリートがら、アスンがら、その他のがれき類、ガラスくず、石綿吸音板、グラスウール、廃石膏ボード、金属屑、天然繊維屑、木屑、紙屑、廃プラスチック類、廃タバコ、発泡ゼオール、管理型混合物、建設汚泥、廃油、石綿含有建設混合廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物 <p>【分別に関する取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発生時に搬出できるものは搬出する。また、発生時に搬出できないもの、少量づつ の発生で溜まってから搬出するものは、分別箱やロープ等で区画し分別する。

(第2面) 別紙

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度（4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
① 現状	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
② 計画	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
① 現状	(これまでに実施した取組)		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産 業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
② 計画	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度（4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
① 現状	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（4年度）実績】 「別紙のとおり」		
	産業廃棄物の種類	「別紙のとおり」	—
	全処理委託量	「別紙のとおり」 t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	「別紙のとおり」 t	— t
	再生利用処理業者への 処理委託量	「別紙のとおり」 t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	「別紙のとおり」 t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	「別紙のとおり」 t	— t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理契約を行う際、発生する産業廃棄物がリサイクルされているかを契約の優先事項としている。 ・当社が率先して、下北地域の処理委託業者に電子マニフェストの加入を促し処理委託業者に電子マニフェストの加入を推進した。 ・産業廃棄物の処理の手順を定め実施している。 ・マニフェスト返送確認表及び産業廃棄物集計表を定め、紙マニフェストを使用した場合の照合確認や産業廃棄物の処理委託業者、再生又は処分方法、予定数量及び実施数量の確認等を行い適切な管理をするよう努めている。 			

(第4面) 別紙

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(第5面)

② 計画	【目標】 「別紙のとおり」		
	産業廃棄物の種類	「別紙のとおり」	—
	全処理委託量	「別紙のとおり」 t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	「別紙のとおり」 t	— t
	再生利用処理業者への 処理委託量	「別紙のとおり」 t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	「別紙のとおり」 t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	「別紙のとおり」 t	— t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理契約を行う際、発生する産業廃棄物がリサイクルされているかを契約の優先事項とする。 ・産業廃棄物についての社内教育を実施し、法規制の変更等を周知する。 ・手順に間違いがないか確認し必要であれば改訂を行い、それについての教育を実施する等し産業廃棄物の処理の管理を確実に行えるよう努める。 			
※事務処理欄			

(第5面) 別紙

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が5以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。